

令和8年第3回姫路市議会定例会（未定稿）

令和8年9月14日（月）

○三浦充博議員（登壇）

日本維新の会、三浦充博です。

通告に基づいて、3項目質問いたします。

まず、1項目めの質問は、人口減少社会における持続可能な消防団と地域防災力の強化についてであります。

現在、消防団は、火災をはじめ地震や風水害などの大規模災害時において、地域住民の生命と財産を守る重要な役割を担っています。

一方、人口減少や少子高齢化、あるいは就業形態の変化などに伴い、消防団員の確保は全国的な課題となっています。

本市においても、今後さらに人口減少が進むことを見据え、団員の確保だけでなく、消防団を支える仕組みそのものについて考えていく必要があるのではないのでしょうか。

そこで今後の消防団の在り方と地域防災力の強化について、順次お伺いいたします。

本市は今後、5年10年先を見据え、消防団員数や消防団の体制をどのように維持していこうと考えているのでしょうか。

これは姫路市全体の問題ですが、地域によって団員の減少状況には違いがあると伺っています。そうした団員数が大きく減少している地域について、今後の対策を講じていくお考えはあるのでしょうか。

また、団員確保を考える上では、新たな入団者を増やすことと同時に、入団した団員に長く活動していただくことも重要です。消防団あり方検討懇話会においては、1年、2年で退団する方について、その詳細な理由を調査することが改善につながるのではないかと意見が示されています。

例えば、対談時のアンケートや聞き取りなどを行い、退団理由を分析することで団員の定着や活動環境の改善につなげていくというお考えはないのでしょうか。ご所見をお聞かせください。

以上、私の1項目めの第1問を終わります。

○西本真造議長

中村消防局長。

○中村哲也消防局長

お答えいたします。

消防団員の確保と体制の維持についてでございますが、

将来の担い手不足は深刻な課題であると認識をしております。このため、大学の学園祭における広報ブースの設置やSNSの活用など若い世代にターゲットを絞り、消防団の活動内容や魅力を発信することにより、新たな担い手の確保を強化しているところでございます。

次に、団員数を大きく減少している地域における今後の対策につきましては、特定の地域に対する独自の取組はございませんが、定期的に開催される消防団の会議を通じ、各地域で抱える課題や活動の実績を把握してまいります。その上で、地域ごとの課題を今後の対策に反映させ、消防団の組織体制の維持に努めてまいります。

次に消防団員を定着させる対策や活動環境の改善についてでございますが、市は退団時に理由などを聞き取りをしており、こうした現場の声に基づき、消防団活動の見直しや報酬等の処遇改善、準中型免許助成制度を推進するとともに、今年度導入する消防団活動支援アプリを活用し、消防団の負担軽減などを進めているところでございます。

今後とも退団理由などの分析を継続し、消防団員が使命感を持って活動を継続できる環境整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○西本真造議長

8番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

丁寧なご答弁をありがとうございます。

様々な取組が考えておられるというところで理解いたしました。

先ほどお話にありましたアプリについてもご質問させていただきます。

本市では、新たに消防団活動支援アプリの導入が現在予定されています。これまでは電話やメールによる連絡が中心で、災害発生時に誰が出動できるのかを迅速に把握することが難しく、分団長などの負担も大きかったと伺っています。

新たな消防団活動支援アプリの導入によって、出動可能な団員の把握や情報の共有、活動報告など消防団の活動が具体的にどのように変わるのでしょうか。

また、導入後にはその効果を検証し、分団長や消防団員のさらなる負担軽減や迅速な災害対応につなげていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

ご所見をお願いいたします。

○西本眞造議長

中村消防局長。

○中村哲也消防局長

お答えいたします。

初めに、消防団活動支援アプリ導入による活動の変化についてでございますが、消防団員の負担軽減や活動環境の改善を図るため、今年度中の運用開始に向けて消防団活動支援アプリの導入を進めております。

アプリの導入により災害情報や参集状況をリアルタイムに共有することが可能となり、より迅速な出動及び活動体制の構築が期待できます。

また、これまで紙媒体や電話が中心であった消防団活動の報告や連絡事項の回覧を電子化することにより、特に分団長等が担っていた事務作業の効率化が図られるものと考えております。

次に、導入後の効果の検証についてでございますが、導入後であっても全てのラインの方がアプリを円滑に活用できるよう丁寧な説明やサポート体制を整えるとともに、実際の利用状況や消防団員からの意見を基にアプリの効果を検証し必要な機能改善を継続的に行うことで、団員のさらなる負担軽減と迅速な災害対応対応力の向上につなげてまいります。

以上でございます。

○西本眞造議長

8 番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

ありがとうございます。

今後の改善につながるように、そのアプリには期待しております。

質問を続けます。

人口減少が進む中、従来と同じ方法だけでは人材確保が難しくなることも考えられます。全国では、全ての活動に参加していく基本団員とは別に、特定の活動や役割を担う機能別消防団員制度の導入も進んでいます。その役割は、全国一律ではなく、それぞれの自治体が地域の実情や人材の特性などに応じて定めています。

例えば、松山市においては、地域事情に詳しい郵便局の職員が災害情報の収集や避難誘導を担っています。また、大学生が大規模災害時の避難所などで後方支援を行うなど、それぞれの特性を生かした機能別消防団員制度を導入しています。

また、京都市においては、予防活動や応急救護の対応のほか、重機を扱う特別消防団など活動内容に応じた機能別団員を配置しています。

このように、それぞれの地域が抱える課題や活用できる人材に応じて役割を設定できるということは、この機能別消防団員制度の 1 つの特徴と考えられます。

そこで本市においても、例えば、消防団OBに大規模災害時などに活動していただくといった仕組みを含め、姫路市の地域特性や課題に応じた機能別消防団員制度について調査研究していくことはいかがでしょうか。

将来的な導入の可能性についてご所見をお聞かせください。

○西本眞造議長

中村消防局長。

○中村哲也消防局長

お答えいたします。

全国的に消防団員数が減少傾向にある中、特定の活動や役割を担う機能別消防団員制度は、学生や専門知識を持つ方、それから消防団の経験を持つ消防団OBの方など多様な人材の参入機会を広げるとともに、現役団員を補完する制度として、有効な仕組みであると認識しております。

本市の現状といたしましては、まずは現役団員が誇りとやりがいを持って活動を継続できるよう、報酬等の処遇改善や負担軽減など活動環境の整備を優先して進めているところでございます。

機能別消防団員の将来的な導入の可能性につきましては、先行して導入している他都市において、学生や消防団OB、特定の専門知識を有する人材が活躍されている事例もあることから、本市におきましても、こうした他都市の取組状況や運用上の課題等を調査研究し、地域の実情に即した持続可能な消防団体制の構築に向け検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西本眞造議長

8 番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

ありがとうございます。

機能別消防団員制度についてですね、ぜひ、他都市の事例それから詳細な状況、それからですね、そこから出てくる新しい課題など生じていないか、そういった詳細をですね、ぜひ把握していただいて研究を進めていただきたいと

考えます。

最後に活動環境を改善していくという観点から、分団活動費についてもお伺いいたします。

本市においては、消防団員への報酬について、既に団員個人への直接支給が行われています。

一方、消防団活動を継続していくためには、団員個人への報酬とは別に各分団が訓練や日常の活動などを行うための経費も必要です。

分団の活動経費については、現場から厳しいとの声を聞くこともあります。現在の分団交付金等によって、各分団が実際の活動に必要とする経費を十分に賄えているかどうかについては、どのように認識されているでしょうか。

近年の物価上昇も影響していると考えられます。各分団の活動実態なども踏まえながら、交付金額や対象となる経費あるいは配分方法について検証し、必要に応じて見直していくお考えはあるでしょうか。

ご所見をお願いいたします。

○西本眞造議長

中村消防局長。

○中村哲也消防局長

お答えいたします。

分団交付金は各分団が自主的かつ円滑な組織運営を行うための重要な財源であり、分団詰所や車両の軽微な修繕、資機材や消耗品の購入等分団運営に係る経費として、毎年度、各分団に対して交付をしております。

現在の交付金額で十分に賄えているかという点につきましては、議員ご指摘のとおり、近年の物価高騰や資機材の価格上昇等により、現在の額では不足している状況にあると認識をしております。

今後は、消防団員がより活動しやすい環境づくりを推進するため、各分団の活動実態や必要経費を把握するとともに、本市の財政状況を総合的に勘案しながら予算確保に努めてまいりたいと考えております。

また、その上で、時代や現場の活動状況に適した対象経費や運用の在り方についても整理を行い、消防団活動のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西本眞造議長

8番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

ありがとうございます。

分団交付金についてはですね、姫路市内全体で一律となっております。その適正なラインを見極めるということも難しいと思いますけれども、どうか各分団のですね、現場の状況もよく確認しながら、今後の調査そしてその適正ラインの検討を続けていただきたいと思います。

また、消防団員数の確保についてはですね、こちらは全国的な課題となっております。何とか確保していこうということで他都市においては機能別消防団員制度という形で表れていると思います。こうした他都市の取組についてはですね、十分に、繰り返しとなりますけれども、その状況や効果について、ぜひ把握をしていただきたいと思います。

そして姫路市においても、今後有効になるのかどうか、そのタイミングはいつなのか、そうした検討を続けていただきたいと思います。要望とさせていただきます。

以上、私の1項目めの質問を終わります。

次に、2項目めの質問として、子どもの体験格差の解消と多様な学び・活動機会の保障についてお伺いいたします。

子どもたちの成長にとって、学校での学びだけでなくスポーツ、文化芸術、音楽や学習など様々な活動を経験することは大切であると考えます。

こうした可能性はまず何かに触れてやってみることから始まります。しかし、一方で、家庭の経済状況などによって学校外の学びや体験の機会に差が生じる、いわゆる体験格差が課題となっています。

そこで、本市における子どもの体験格差と、これからの支援の在り方について質問いたします。

今回、当局にお話を伺ったところ、本市が令和5年度に実施した子どもの生活実態調査において、家庭の経済状況と子どもの習い事との関係についても調査しているということをお聞きました。

その調査結果を世帯収入別に見ますと、子どもが希望したにもかかわらず経済的な理由で学習塾や習い事に通えなかったと回答した割合は、収入が中央値以上の世帯においては4.6%であるのに対し、中央値の2分の1未満の収入世帯では24%となっています。つまり、収入の低い世帯ではおよそ4人に1人がこうした学習塾や習い事に経済的に通えなかったという結果を表しているものです。

また、こうした自由意見の中には、他都市で実施されている習い事や塾代への助成事業を姫路市でも実施してほしいという具体的な声も寄せられていました。

本市はこうした調査結果と体験格差の現状についてど

のように認識されているのでしょうか。

ご所見をお聞かせください。

○西本眞造議長

田辺こども未来局長。

○田辺三夫こども未来局長

お答えいたします。

姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン」の策定に当たりまして、令和5年度に、小学5年生・中学2年生の児童生徒及びその保護者を対象といたしまして市民アンケート調査、子どもの生活実態調査を実施いたしました。

その中で、経済的な理由で子どもの希望どおりにできなかった経験があるとお答えいただいた家庭が一定数あることにつきましても、把握しているところでございます。

家庭の経済状況にかかわらず子どもたちが様々な学びや体験の機会を得ることは、豊かな人間性や社会性を育む上で重要であることから、世帯の経済状況などにより子どもたちが得られる体験の機会に差が生じていることは課題であると認識をしております。

以上でございます。

○西本眞造議長

8番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

ありがとうございます。体験格差、非常に重要な課題であると考えております。

質問を続けます。

本年9月から本格的に始まる姫カツでは、経済的に活動の継続が難しい家庭への参加費助成も設けられており、私もこの取組には大いに期待しています。

一方、特に小学生などの早い時期にスポーツや音楽、文化芸術、学習などに触れていくことは、自分の興味や得意分野を見つけるきっかけにもなります。家庭の経済状況にかかわらず、子どもが自分の興味や可能性に応じて多様な学びや体験に触れる機会を持てるようにすることについて、本市はどのようにお考えでしょうか。

ご所見をお願いいたします。

○西本眞造議長

田辺こども未来局長。

○田辺三夫こども未来局長

お答えいたします。

家庭の経済状況にかかわらず、子どもが多様な学びや体

験に触れる機会を持てるようにすることについてでございますけれども、スポーツや音楽、芸術などの体験というのは、子どもの自信や協調性を育み、視野を広げ、健やかな成長と将来の可能性につながる大切なものと考えております。

全ての子どもが家庭の経済状況によって自身の可能性が狭められることのないよう、子どもたちがそれぞれの興味や関心に応じて多様な体験の機会を選択できる環境を整えることは重要であると考えております。

以上でございます。

○西本眞造議長

8番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

ありがとうございます。

そうした機会をつくってやるということが非常に重要であると考えます。

質問を続けます。

他都市においては、各ご家庭が利用する活動を選択できるバウチャーやクーポンによる支援も始まっています。

例えば、枚方市においては、生活保護受給世帯の小学3年から6年生を対象として、塾や習い事の費用を月額1万円まで助成をしています。

また、鎌倉市では、就学援助費受給世帯や生活保護世帯などを対象として、学習だけでなくスポーツや文化芸術、自然体験などにも利用できるクーポンを提供しています。

こうした制度は、一定の公的支援の範囲の中から各ご家庭が学びや体験を選択できるということが特徴です。これは単なる習い事への補助ではなく、子どもたちが自分の可能性と出会う機会をつくるものと考えています。こうした子どもの可能性に投資していくことが姫路の未来に投資することにつながると考えます。

私は今すぐ全ての子どもを対象とした大規模な制度を導入すべきと申し上げているわけではなく、小さなモデル事業の検討から始めることを提案するものであります。

まずは、先行自治体の制度や効果を調査研究し、例えば就学援助世帯など一定の要件を満たす家庭を対象として、学年や人数を限定しながら、姫路版子ども体験バウチャーのモデル事業について検討していくことは、いかがでしょうか。

本市の見解をお聞かせください。

○西本眞造議長

田辺こども未来局長。

○田辺三夫こども未来局長

姫路版子ども体験バウチャーのモデル事業についてお答えいたします。

現行の取組といたしましては、独り親家庭の小学校 6 年生を対象に塾形式による学習指導を実施しております。

また、中学生及び高校生などを対象に、大学などの入学試験に係る受験料や高等学校または大学等の受験に係る模擬試験の受験料を助成する取組も行っております。

一方で、子どもの健やかな成長のためには、現行の取組に加えまして、スポーツ、文化芸術などの体験の機会を得ることも大きな役割を果たすものと考えております。

子どもの学びや体験を支援するバウチャー制度につきましましては、家庭のニーズも尊重しながら、子どもが多様な体験に触れることができる環境づくりを進める上での参考にしたいと考えており、まずは他都市における取組について情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○西本眞造議長

8 番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

ありがとうございます。

今後についてですね、ぜひ、他都市の状況を調査研究進めていただきたいと思います。

以上、2 項目めの質問を終わります。

次に、3 項目めの質問として、独り親家庭の子どもへの親子交流支援について伺います。

私は、これまで独り親家庭の子どもへの支援として、養育費の確保と親子交流支援について質問してまいりました。

今回は、特に親子交流について質問させていただきます。まず、最初に申し上げておきたいこととしてDVや虐待など安全上の問題がある場合には、もちろん親子交流については慎重な対応が必要となります。

しかし、今回取り上げるのはそのようなケースではなく、親子交流について合意や取決めがあっても、父母が直接顔を合わせにくい場合やあるいは子どもの受渡しや付添いに第三者の支援が必要となるケースについてです。

この親子交流について、当局からは、以前より児童の健全な成長のために重要なものであるとの認識を示していただく一方で、具体的な支援については、利用者のニーズ

や制度導入による効果などを見極めながら、事業の実施について検討していくとの答弁をいただいています。

このニーズという点についてなんですけれども、姫路市には既に親子交流の受渡しや付添いなどを行っているNPO法人があり、現在も月に10組程度の利用があると伺っています。

また、親子交流をめぐる問題は家庭裁判所での調停や弁護士への相談となることも多く、市役所の相談窓口には持ち込まれにくいと、そもそも行政がニーズを把握しにくい分野であるということが考えられます。

また、この4月には改正民法が施行され、子どもの利益を確保するという観点から、親子交流についてのルールも見直されています。

他都市においては、明石市や尼崎市のように、行政の職員が親子交流を支援していく方法、あるいは文京区や品川区のように民間の第三者機関を利用する市民の利用料に対して補助をしていく方法など、それぞれの地域に応じた取組が行われています。

今回、私はこれらの自治体の方にも事業を始めた経緯などを直接確認してみました。

文京区や品川区では多くの市民からの要望やニーズを確認してから事業を始めたというわけではなく、まずは国が示した方向性などを踏まえながら、こうした支援を必要としている子どもたちがいるというその可能性を考えて、その必要性から事業を始めたということを伺いました。

本市としても、親子交流支援については、利用者のニーズを十分に捉えてからではなく、こうした国の方向性や現時点での子どもたちへの必要性を考えながら事業の実施につなげていくことも必要ではないでしょうか。

今後、親子交流支援を進めていくために具体的に検討されていることはありますでしょうか。市の見解をお聞かせください。

○西本眞造議長

田辺こども未来局長。

○田辺三夫こども未来局長

お答えいたします。

親子交流支援につきましては、離婚後も児童が健やかに成長できる環境を整える上で重要な施策の1つであると認識をいたしております。

また、議員ご指摘のとおり、本年の改正民法施行により離婚後の共同親権を選択することが可能となり、離婚後も

父母双方が子の養育に責任を負うという考え方が法的に明確化されたことから、親子交流の重要性に対する社会的な注目も集まっていくのではないかと考えております。

現在、市内の独り親家庭を対象に生活状況や親子交流支援の内容も含めた支援施策に対するアンケート調査を実施しており、今後の支援施策については、その結果を分析した上で検証したいと考えております。

また、今年度国が全国ひとり親世帯等調査を行う予定であるため、その結果についても参考にして、本市の実情に即した実効性のある施策を、優先順位を明確にして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西本真造議長

8番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

ありがとうございます。

先ほどですね、そのアンケート調査の結果を確認していかれるということで、その点についてお伺いしていきたいと思っております。

私もですね、全国調査、5年前の結果になりますけれども、そちらのほうを確認させていただきます。

前回の結果ではですね、調査の内容では、親子交流について取決めの有無やあるいは実施状況、実施していない理由などそこも含めて詳しい調査が行われていました。

この中ではですね、親子交流の取決めをしていない、なぜ取決めをしていないのかという質問に対して、割合として非常に高かったのが「相手と関わりたくない」という項目でした。

母子世帯においては26.4%、そして、父子世帯においては17.5%となっています。こうした結果というのはですね、あくまで子ども自身ではなくてですね、その親としての事情やあるいはそして気持ちというところが表れてきてしまうところであると考えます。

そしてですね、一方で、「子ども自身が会いたがらないから」という理由も割合として比較的高く出ておりまして、母子世帯では7.5%、父子世帯では6.2%となっています。

こうした調査結果についてなんですけれども、この数字だけを見るのではなく、その背景にある子どもの気持ちやあるいは純粋な福祉にこの目を向けていく、焦点を合わせていくべきと考えます。

親の考えと子ども自身の気持ちが必要しも同じとは限

らないものでして、例えば子どもと一緒に暮らしている親に気を遣ってしまって、自分の本当の気持ちを十分に言えないといったケースを聞くこともあります。

そもそも今回のですね、共同親権といった法改正についても、こうした大人ではなくて子ども自身の利益を最優先、そこを一番焦点に合わせていくという考え方の下で行われていると認識しています。

アンケートによってニーズを把握するという場合にはですね、ぜひ、こうした数値だけでは見えにくい、子ども自身の気持ちやあるいは福祉、利益といったところに焦点を合わせながら、その奥に子どもの気持ちがあるという頭で慎重に分析をしていただきたいということを、これをお願いしたいと思いますが、この点について市としてどのようにお考えでしょうか。

○西本真造議長

田辺こども未来局長。

○田辺三夫こども未来局長

お答えいたします。

アンケート結果の分析につきましては、議員ご指摘いただいた視点や背景なども踏まえまして、子どもの健全な成長や利益にとって必要な支援の在り方について慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西本真造議長

8番 三浦充博議員。

○三浦充博議員

ありがとうございます。

これまでの時代というかですね、これまで、今までがですね、やはり、その子どもを育てている独り親の方のそういった事情であったり、気持ちであったりってところがこれまで少しこの表に出てきてしまって、なかなか子どもが本当はどう考えているのかで、その親がどういうふうに言っているかにかかわらず、本当はその子どもの利益になるのかどうか、ここをその判断材料にしていこうというところで、そういう考え方の流れが来ています。

司法、裁判所においてもですね、やはり、例えば調査官が子どもに本当はどうなのかと聞いて、なかなか言えない気持ちを引き出したりですね、そういう形で子ども自身に利益になるのかどうかというところを見ていくようになってきています。

ぜひですね、姫路市においても、そうした観点でこれか

らの検討をしていただきたいということをお願いいたします。

これを要望といたしまして、以上、3項目めの質問を終わります。

○西本真造議長

以上で、三浦充博議員の質疑・質問を終了します。